

姫路市低入札価格調査制度試行要綱における事情聴取の実施方針

姫路市低入札価格調査制度試行要綱に基づき事情聴取を行う場合の実施基準を、次のとおりとする。

1 基本方針

低入札価格の調査に関する資料及び入札価格の根拠となる積算内訳書について十分調査し、聞き取り等による確認が必要と判断する場合に、事情聴取等の調査を行う。

2 事情聴取等の実施基準

次のいずれかに該当する場合は、事情聴取等による調査を行う。

- (1) 別表に定める工事の種類に応じて、入札価格の根拠となる積算内訳書から算出式により算出された金額が、予定価格から算出される基準となる金額を満たさない場合
- (2) 入札価格の根拠となる単価等から材料、製品等について品質及び規格を確認する必要がある場合
- (3) その他、低入札価格の調査に関する資料の提出書類において説明を求める必要がある場合

3 その他

姫路市上下水道局低入札価格調査制度試行要綱に基づき事情聴取を行う場合の実施基準についても、上記と同様とする。

別表

工 事 の 種 類	算出式	予定価格から算出される基準
土木工事 ほ装工事 鋼構造物工事 造園工事	① 直接工事費 ② 共通仮設費 ③ 現場管理費 ④ 一般管理費等	① 直接工事費の 75% ② 共通仮設費の 70% ③ 現場管理費の 70% ④ 一般管理費等の 30%
建築工事 電気工事 管工事	① 直接工事費－（直接工事費×10%） ② 共通仮設費 ③ 現場管理費＋（直接工事費×10%） ④ 一般管理費等	① 〔直接工事費－（直接工事費×10%）〕 の 75% ② 共通仮設費の 70% ③ 〔現場管理費＋（直接工事費×10%）〕 の 70% ④ 一般管理費等の 30%
設計金額の項目に機器費 を計上している機械設備・ 電気設備工事 （プラント設備工事等）	① （機器費×60%）＋直接工事費（機器費を 除く。） ② （機器費×10%）＋共通仮設費 ③ （機器費×20%）＋現場管理費 ④ （機器費×10%）＋一般管理費等	① 〔（機器費×60%）＋直接工事費（機器費を除く。）〕 の 75% ② 〔（機器費×10%）＋共通仮設費〕 の 70% ③ 〔（機器費×20%）＋現場管理費〕 の 70% ④ 〔（機器費×10%）＋一般管理費等〕 の 30%
その他の工事	① 直接工事費 ② 共通仮設費 ③ 現場管理費 ④ 一般管理費等	① 直接工事費の 70% ② 共通仮設費の 70% ③ 現場管理費の 70% ④ 一般管理費等の 30%

※スクラップ控除が直接工事費とは別に計上されている場合（一般管理費等の計上後に控除されている場合）の算出は、直接設工事費から当該控除を減じた上で算定する。

※上表にかかわらず、個々の案件において別途基準を指定する場合がある。